

Mizunami 11

広報みずなみ | MIZUNAMI CITY PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

2021 NOVEMBER
No.1502



9月26日

待ちに待った作品との再会

陶町の六連房登り窯「陶与左衛門窯」で
5日にわたり焼成された作品
約3,000点の窯出しが行われました。

令和2年度

「瑞浪市の決算状況」をお知らせします

この公表は、納めた税金がどのように使われて
いるかを市民の皆さんに知つていただき、市政に
対し一層の理解と関心を深めていただくため、行
つたことのやうなものです。

◆市債残高の状況

	一般会計	特別会計等
平成28年度末	130億2,994万円	105億3,245万円
平成29年度末	134億9,021万円	102億8,464万円
平成30年度末	142億7,732万円	96億123万円
令和元年度末	140億857万円	89億6,501万円
令和2年度末	136億6,603万円	83億8,754万円

道路整備や学校建設などの大きな事業を行う際には多額の資金が必要となります。しかし、その資金を単年度で確保することが困難である場合には、市債（市の借金）を借り入れて事業を行います。市債には、将来の税金を返済に充てることで、整備される施設の費用負担を、利用する世代間で公平にするという効果もあります。

令和2年度は財政融資資金などの政府資金と銀行など民間資金を借入先としています。市債残高は前年度に引き続き減少しました。今後も返済能力の範囲内で計画的に活用していきます。

◆令和2年度特別会計決算の状況

特別会計とは、特定の事業に伴う使用料や手数料などによってその事業を行うための会計で、歳入・歳出の状況を分かりやすくするために一般会計と区別しています。

会計名	歳入決算額	歳出決算額	歳入歳出差引額
特別会計 計	74億9,116万円	73億9,016万円	1億 100万円
後期高齢者医療事業特別会計	5億5,099万円	5億4,029万円	1,070万円
国民健康保険事業特別会計	34億4,076万円	34億 148万円	3,928万円
介護保険事業特別会計	34億6,428万円	34億1,605万円	4,823万円
駐車場事業特別会計	3,513万円	3,234万円	279万円

水道事業・下水道事業決算状況を報告します ◎問合せ 上下水道課 ☎ 68-9821

水道事業

緊急時給水拠点確保事業として、土岐町一日市場地内、上平町地内に耐震性の高い水道管を布設しました。

業務状況と経理状況 給水人口 36,217人 年間有収水量 3,831,204m³ (前年度比較12,528m³増)
(税込)

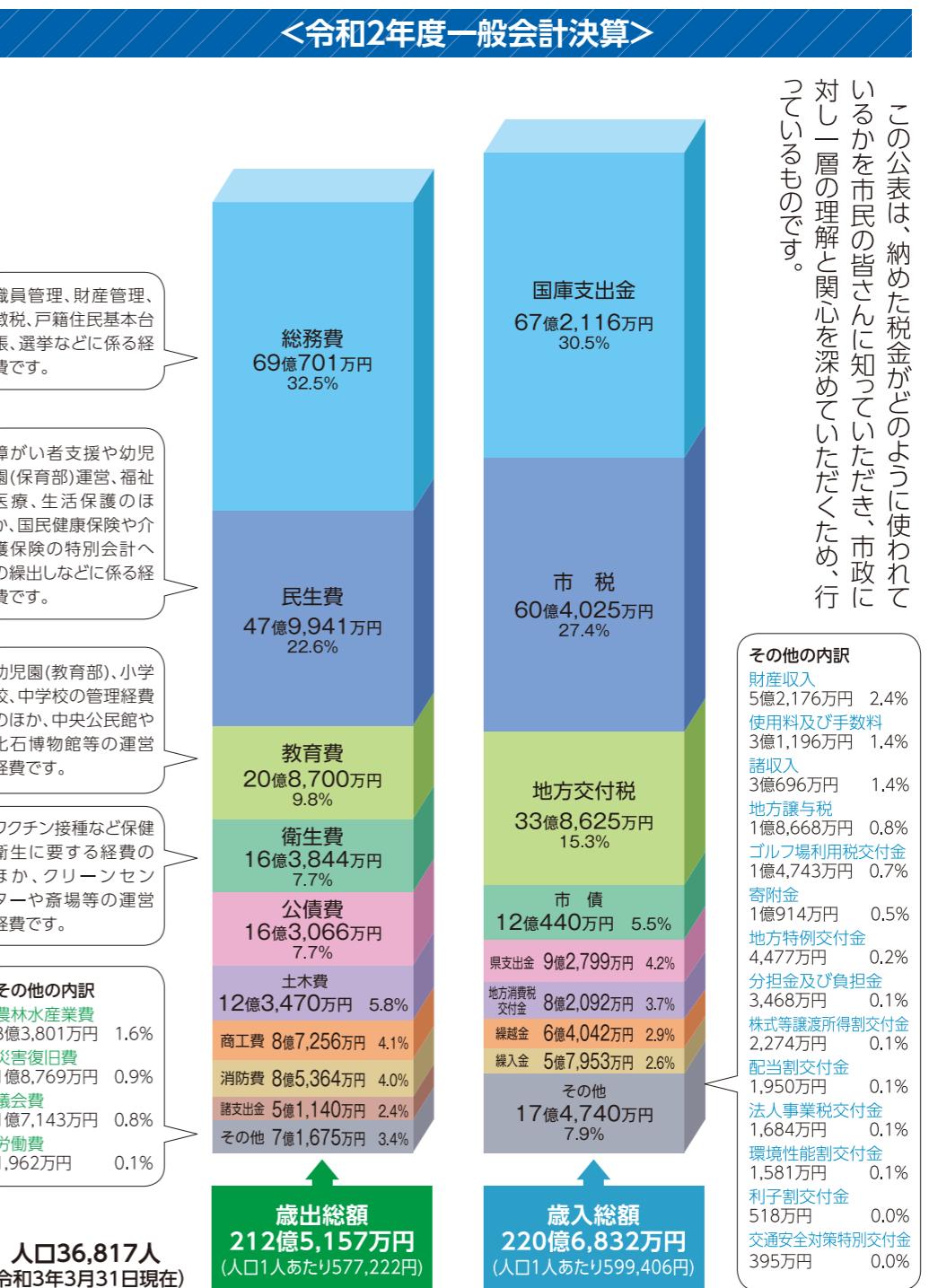
収益的収入及び支出			資本的収入及び支出				
収 入		支 出	収 入		支 出		
営業 収益	9億2,876万円	営業 費用	10億7,422万円	工事負担金	1,007万円	建設改良費	2億2,635万円
営業外収益	1億9,650万円	営業外費用	3,124万円	分 担 金	2,853万円	企業債償還金	1億7,571万円
特 別 利 益	227万円	特 別 損 失	3万円	出 資 金	5,243万円	補助金返還金	242万円
				補 助 金	2,800万円		
計	11億2,753万円	計	11億 549万円	計	1億1,903万円	計	4億 448万円

下水道事業(公共下水道・農業集落排水)

月吉・日吉南部処理区の農業集落排水施設を公共下水道へ統合するための工事、ストックマネジメントに基づく下水管の改築工事を実施しました。

業務状況と経理状況 水洗化人口 26,068人(公共下水道 24,695人 農業集落排水 1,373人)
年間有収水量 2,740,269m³(前年度比較32,274m³増)

収益の収入及び支出				資本的収入及び支出				(税込)
収入	支出	収入	支出					
営業収益	5億6,127万円	営業費用	9億9,848万円	企業債	1億4,840万円	建設改良費	2億7,531万円	
営業外収益	5億7,339万円	営業外費用	1億2,138万円	負担金	613万円	企業債償還金	5億3,915万円	
特別利益	66万円			出資金	2億1,890万円			
				補助金	1億588万円			
計	11億3,532万円	計	11億1,986万円	計	4億7,931万円	計	8億1,446万円	



▲旧森川善章家住宅（現在、古民家カフェとして活用）

総付金の給付事務や新型コロナウイルス感染症対策関連経費に対する補助金等の増額によって、国庫支出金は前年度比233・3%増の67億2116万円となり、歳入の30・5%を占めました。

歳出は総額212億5157万円で、前年度と比較して32・2%の増加となりました。これは主に特別定額給付金の給付など新型コロナウイルス感染症対策によるものです。その他、主要な事業としては、子育て世帯応援金給付事業など子育て世帯への支援、瑞浪北中学校のグラウンド整備や小中学校へのタブレット端末の設置など教育環境の充実、国登録有形文化財「旧森川善章家住宅（新森）」の修復工事など観光振興に取り組みました。

今後も適正な財政運営のもと、市民一人ひとりが快適に暮らせるまちづくりを行います。

令和2年度決算状況

令和3年度「地域懇談会～市長と語る会～」を開催します

「東濃厚生病院と土岐市立総合病院の再編について」

将来にわたるこの地域の医療提供体制を確保することを目的に、東濃厚生病院と土岐市立総合病院の統合による新病院について、瑞浪市、土岐市およびJA岐阜厚生連による検討会、説明会、両市議会の議決を経て、6月1日に「東濃中部病院事務組合」を設立しました。

東濃中部病院事務組合では、新病院の建設に向けて事業を進めています。病院統合の必要性とこれまでの取り組み状況についてご説明します。



月 日	地区名	会 場	時 間
11月16日(火)	瑞浪(山田)	産業振興センター瑞雲の間	18時30分～20時
11月18日(木)	日吉	日吉公民館ホール	18時30分～20時
11月19日(金)	明世	市民体育館研修室	18時30分～20時
11月22日(月)	瑞浪(小田)	正宗寺会館	18時30分～20時
11月24日(水)	瑞浪(寺河戸等)	文化センター講堂	18時30分～20時
11月25日(木)	釜戸	釜戸公民館ホール	18時30分～20時
11月26日(金)	陶	陶公民館ホール	18時30分～20時
11月28日(日)	全地区	産業振興センター瑞雲の間	13時30分～15時

*新型コロナウイルス感染症拡大に伴い延期していました未開催地区において実施するものです。

*岐阜県が緊急事態宣言下でなければ原則開催しますが、その他天候等の事情により日程を変更する場合があります。

*新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で開催します(氏名等の記入や体調確認を実施します)。

*各会場の収容人数を超える場合、入場調整をさせていただく場合があります(通常の収容人数の1/2)。

◎問合せ 企画政策課 ☎ 68-9740

教育委員会委員に

鈴木 圭子さんが就任されました

10月1日付で、市長から鈴木圭子さんに瑞浪市教育委員会委員の辞令が交付されました。任期は4年間です。

なお、平成25年10月から2期8年間、瑞浪市教育委員会委員として、ご活躍いただいた加藤博之さんは、任期満了により9月30日をもつて退任されました。

このたび、瑞浪市教育委員会委員を拝命いたしました。このような大役を仰せつかり、大変身が引き締まる思いです。昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大により、家庭や学校での生活は大きく変化をしています。この制約された環境の中で「諦めない心」や「今、自分に何ができるのか考え、行動に移す力」を育む教育の支援ができればと思っております。

私自身、現在仕事と子育てをしておりますので、保護者目線でこれまでの経験を生かし、瑞浪市のよりよい教育のため、感じた思いを伝えられるよう精いっぱい力を尽くしてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

教育委員会委員 鈴木 圭子



◎問合せ 教育総務課 ☎ 68-97831

出張

マイナンバーカード

～公民館で申請受け付けを行います～(予約制)～

マイナンバーカード交付申請のための出張受け付けを各公民館で行います。

申請に興味がある方、申請方法がよく分からずお困りの方など、この機会をご利用ください。***必ずカードを申請するご本人がお越しください。**

当団は会場でマイナンバーカード申請用の顔写真撮影(無料)を行います。

申請にかかる時間は**約10分程度**です。

◆受付時間 9時30分から12時まで、13時から16時まで

◆申込方法 ご予約は**11月1日(月)**から各公民館での実施日の一週間前まで受け付けします。ご希望の場所、時間をホームページまたは電話にてご予約ください。ホームページへは下記の予約用二次元コードよりお手続きください。

*予約の受け付け状況により希望の日時にお受けできないことがあります。

◆持ち物 *個人番号通知カードを申請時に**お持ちでない方はAまたはBから1つに1点必要です。**

□本人確認書類 (次のAを1点またはBを2点)

A 健康保険証、運転免許証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以降交付のもの)、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付きに限る)、在留カード、身体障害者手帳、療育手帳など顔写真付きのもの

B 健康保険証、年金手帳、社員証、福祉医療費受給者証、学生証、介護保険証、後期高齢者医療被保険者証など、それぞれ有効期限内で氏名と生年月日または氏名と現住所が記載されているもの

□個人番号通知カード (紛失などの理由によりお持ちでない場合は、会場にて別途書類の記入をお願いする場合があります。)

□住民基本台帳カード (交付を受けている方のみ)



A4クリアファイル



切り抜きシール



ポケットティッシュ

予約用
二次元コード



◎予約・問合せ 市民課 ☎ 68-9784

ドラえもんデザイングッズ
プレゼントキャンペーン!

今、市民課の窓口など(*)でマイナンバーカードを申請するとドラえもんデザインのマイナバーカードグッズがもらえます。

グッズはA4クリアファイル、切り抜きシール、またはポケットティッシュの中から一点をお選びいただけます。グッズが無くなり次第終了となります。

*グッズは市民課窓口での申請、公民館出張申請、出張グループ申請でお受け取りいただけます。

瑞浪市みんなで頑張ろう!

みずなみ応援金の申請について

市では、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置等（飲食店の休業や時短営業または外出自粛等）の影響を受けて売り上げが減少した中小法人・個人事業者等の事業継続を支援するため、応援金を給付します。

◆給付対象者

区分	主な給付対象要件	応援金の額
中小法人等 個人事業者等	市内に本社または主たる事務所があり、2021年8月または9月の売り上げが、2019年もしくは2020年の同月と比較し、10%以上30%未満減少した者 *国の月次支援金、岐阜県売上減少事業者等支援金や感染症拡大防止協力金（第7弾）の支給対象者は本応援金の対象外	上限5万円／月 上限2万5千円／月

◆申請期限

12月24日（金）*当日消印有効 郵送申請のみ受け付けます。

◆申請書類

申請書、確定申告書の写し、市内で事業所または店舗等を運営していることが確認できる書類等（区分により、提出書類が異なります）
*申請書は市ホームページからダウンロードしてください。

*詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◎申請・問合せ 商工課 ☎68-9805

あなたの意見をお聞かせください

～パブリックコメントを募集します～

パブリックコメント制度は、市が計画や条例などを策定する段階で、市民の皆さんなどから広く意見を募集し、それを考慮しながら最終的な案を決定していく制度です。

◆募集するパブリックコメント

名 称	受付期間
瑞浪市中小企業・小規模企業振興条例（案）	11月15日（月）～12月14日（火）

◆意見を提出できる方 市内に住所を有している方、市内に事務所または事業所を有している方等
◆閲覧 商工課窓口、各コミュニティセンター、市ホームページ

◆意見の提出方法等

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

◎申込・問合せ 商工課 ☎68-9805

子どもや女性を暴力から守りましょう

11月は「児童虐待防止推進月間」です

令和3年度 児童虐待防止月間 標語

『189（いちはやく）「だれか」じゃなくて「あなた」から』

子どもの「命」と「権利」、そして「未来」は社会全体で守らなければなりません。自分で助けを求めることができない子どもを虐待から守るには、周囲の大人が助けを求めている子どもに気付き援助することが必要です。

虐待を受けたと思われる子どもを見つかったときは、迷わずに連絡ください。

【児童虐待とは】

親または親に代わる保護者など、子どもを実際に監督・保護する者から、子どもに対して身体に危害を加えたり、適切な保護や養育を行わず心身を傷つけたりして、健やかな成長や発達を損なう行為をいい、次の4つに分類されます。
 ① 身体的 たたく、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶるなど
 ② 性的 性的暴行、ポルノを見せるなど
 ③ ネグレクト 食事を与えない、家に閉じ込める、ひどく不潔にするなど
 ④ 心理的 暴言を浴びせる、DVを目撃させるなど
 子育てに困ったら、ひとりで抱え込まず、相談してください。

【しつけのつもりでも・・・】

しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、自立した社会生活を送れるようサポートしていくことです。保護者がしつけと考えていても、行き過ぎた暴言や暴力は、子どもの成長の助けになりません。

虐待かもと思ったら迷わず連絡を！

189番へ・児童相談所全国共通ダイヤル（24時間対応）

連絡・相談はこちでも受け付けます
東濃子ども相談センター

瑞浪市役所子育て支援課

☎23-1111（内線404）
68-2115

相談窓口

岐阜県女性相談センター ☎058-213-2131
東濃県事務所福祉課 ☎23-1111
瑞浪市役所子育て支援課 ☎68-2115

市民相談室（生活安全課）
☎68-9748

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です

女性に対する夫・パートナーからの暴力、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

ひとりで悩まず、勇気をもって、まずはご相談ください。

【DV（ドメスティック・バイオレンス）とは】

夫婦や恋人、同棲相手など親密な関係にある、または元配偶者など親密な関係にあった者からふるわれる暴力・暴言のことです。
 ① 身体的 殴る、蹴る、首を絞める、物を投げるなど
 ② 精神的 大声でののしる、脅す、無視をするなど
 ③ 性的 性行為を強要する、避妊に協力しないなど
 ④ 経済的 生活費を渡さない、金銭的自由を与えないなど
 ⑤ 社会的 実家や友人との付き合いを制限する、行動を監視する、携帯電話をチェックするなど

シニアの健康情報

入浴時の温度管理に注意して、ヒートショックを防ぎましょう。

- ②高血圧の方
血圧の急激な変動による低血圧が起きやすく、意識を失う恐れがあります。
- ③糖尿病や脂質異常の方
動脈硬化が進行している可能性から血圧の変化に注意が必要です。

ヒートショックとは
暖かい部屋から寒い部屋への移動などによる急激な温度の変化によって、血圧が大きく変動することをきっかけにして起こる健康被害のことです。不整脈などを起こし、死に至ることもあるため、気温の下がる冬場は特に危険です。

入浴時は注意が必要です

体全体が露出する入浴時はヒートショックが起ります。寒い脱衣室で衣服を脱ぐと、急激に体の表面温度が下がり、血管が収縮し、血圧は急激に上がります。その後、入浴すると血管は拡張して、血圧が急激に低下します。この急激な血圧の変動が失神や不整脈を引き起こし、浴槽内で溺れて亡くなる事故につながることがあります。

ヒートショックの危険性が高い人

①高齢者
元気な方でも血圧が変化しやすく体温を維持する生理機能も低下しやすいため注意が必要です。

地球温暖化対策のためのウォームビズ(WARM BIN)に取り組みましょう

冬は、暖房器具などの使用により、電力やガス、灯油などの使用量が増え、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の排出量が増加します。地球温暖化を抑制するためには、一人一人が節電・省エネの取り組みを行うことが大切です。

■ウォームビズ(WARM BIN)とは
過度な暖房に頼らず、冬を快適に過ごすライフスタイルのことです。
環境省では、平成17年度から冬季の地球温暖化対策のひとつとして、暖房時の室温を20度(目安)で快適に過ごすライフスタイルを推奨する『WARM BIN』(ウォームビズ)を呼びかけています。

■ウォームビズのポイント

ウォームビズは、そんなに難しいことではありません。今までのライフスタイルを少し見直すだけで、無駄になってしまいエネルギーを節約することができます。「衣」「食」「住」のひと工夫で、たたかく過ごしましょう。
*この冬も、感染症予防の影響により、ご自宅で過ごす時間が多くなると思われます。適切な換気を行なうなど、感染症予防を徹底しながらウォームビズに取り組んでください。



税務課（固定資産税係）

からのお知らせ

■ 土地・家屋の利用状況に変更があつた方へ
令和3年中に左記の項目に該当する変更をされた方もしくは変更を予定されている方は、**令和4年1月11日(火)**までに税務課固定資産税係へ届け出をお願いします。

- ① 家屋（住宅、工場、車庫、倉庫などの建物）を取り壊した
- ② 家屋を増築した
- ③ 用途を変更した（例：店舗を住宅に改装した、工場を店舗に改装した）

なお、店舗や工場を住宅に改装した場合など、用途を事業用から居住用に変更すると、家屋のある土地が「住宅用地に対する課税標準の特例」の対象となり、固定資産税・都市計画税が軽減される可能性があります。
* 令和4年1月以降に①、②の届け出をされる場合には、令和3年に取り壊しや増築を行つたことが確認できる書類が必要となります。

■ 未登記家屋の所有者を変更された方へ
未登記家屋（法務局に登記されていない家屋）の所有者を変更された方は、税務課固定資産税係まで届け出をお願いします。なお、不動産登記法により建物表題登記をする義務がありますので、岐阜地方法務局多治見支局にて、お手続きください。

未登記家屋の所有者の変更日は、届け出を受理した日となります。賦課期日が毎年1月1日であるため、届け出を受理した日の翌年4月から始まる年度より、新所有者に課税されます。

* 届け出の際には、印鑑（実印）の他に遺産分割協議書や契約書等の添付書類が必要となります。
・ 令和3年中に届け出を受理 → 令和4年度は新所有者に課税
・ 令和4年1月2日以降に届け出を受理 → 令和4年度は前所有者に課税
令和5年度から新所有者に課税

瑞浪市で事業をされている方へ

土地および家屋以外の事業の用に供することができる資産を償却資産といいます。令和4年1月1日現在、瑞浪市で事業をされている場合は、償却資産（固定資産税）の申告が必要となります。12月中旬に送付する償却資産申告書に同封する「申告の手引」をご覧の上、申告をお願いします。

なお、一定の条件（免税点未満等）の方には、申告書に代わりはがきを送付しますので、ご確認ください。

また、令和3年中に事業を開始された方、令和3年以前より事業を営んでいるが申告をされていない方は、左記へお問い合わせください。

◆ 提出書類 償却資産申告書、種類別明細書
* 廃業された方についても提出の必要があります。

◆ 提出期限 **令和4年1月31日(月)**
* 申告をしなかつた場合や虚偽の申告をした場合には、過料や罰金が科されることがあります。

◆ 提出先 〒509-6195 瑞浪市上平町一丁目1番地 瑞浪市役所
税務課 固定資産税係
* 郵送での申告も受け付けています。

◎ 問合せ 税務課 ☎ 68-9755

みずなみ暮らし

移住定住関連奨励金（商品券）をお持ちの方へ
商品券の利用期限は令和3年12月31日（金）までです！

瑞浪市移住定住関連の3種類の奨励金（移住定住促進奨励金、三世代同居・近居世帯定住奨励金、若者世帯民間賃貸住宅入居奨励金）について、今年度の商品券利用期限は、令和3年12月31日（金）までとなっており、利用期限まで残り約2ヶ月です。

まだ利用していない商品券をお持ちの方は、期限までのご利用をお願いします。期限後の商品券は無効となり利用できません。また、本商品券は換金できません。



▲商品券表紙（奨励金ごとに色が異なります）



▲商品券（共通商品券と専用商品券があります）

【共通商品券】すべての加盟店で利用できます。
【専用商品券】**大型店を除く**加盟店で使用できます（詳しくは、加盟店一覧を参照ください）。

◎ 問合せ 市民協働課 ☎ 68-9756

瑞浪市コミュニティバス有料広告を募集します

市では自主財源の確保と地域経済の活性化を目的として、コミュニティバスに関する有料広告を募集します。
事業所や飲食店等のPRにぜひご活用ください！

①コミュニティバス車両車内広告		②コミュニティバス・デマンド交通「いこCar（かあ～）」時刻表広告	
コミュニティバス（中型バス） 2台の車内窓上の広告枠 (掲載車両、広告枠内の掲載位置は市が決定)		掲載場所	「コミュニティバス・デマンド交通『いこCar（かあ～）』時刻表」表紙または裏表紙
ポスター類（縦33cm×横50cm以内）	規 格	縦4.0cm×横6.8cm	
10枠（1車両5枠）	枠 数	12枠	
月額1,000円／1枠	掲 載 料	10,000円／1枠	
1カ月単位（年度を越えない範囲で申込可能） *令和4年3月31日（木）まで	掲載期間	令和4年4月1日（金）から1年間	
申込書、広告案、申込者の業務内容等がわかるものを、下記までご提出ください。 (随時受付)	申込方法	令和4年1月31日（月）17時までに、申込書、広告案、申込者の業務内容等がわかるものを下記までご提出ください。	

* 申込書および募集要領は商工課窓口に備えてあります。（市ホームページからもダウンロードできます）
* ご不明な点や詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

◎ 申込・問合せ 商工課 ☎ 68-9803